

特定非営利活動法人 難民自立支援ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条** この法人は、名称を特定非営利活動法人難民自立支援ネットワークとする。
- 2 英文名は、Refugee Empowerment Network とし、略称をRENと称する。

(事務所)

- 第2条** この法人は、主たる事務所を東京都目黒区中目黒3丁目18番6号に置く。

(目的)

- 第3条** この法人は、難民・帰還難民・第三国定住難民・難民認定申請者・庇護希望者・国内避難民(IDP)(以下「難民」と総称する。)とその支援者をネットワークで結んで、難民の自立を支援し、かつその意義を啓発普及することを通して国際平和に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (2) 国際協力の活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
- (1) 難民の自立を支援する事業
 - ① 難民の経済的自立の支援及びそのための技術の支援
 - ② 難民の社会的・心理的自立の支援
 - (2) 難民の状況を広く知らせるための啓発普及事業
 - ① 出版物、ホームページ等を通じた難民の現状紹介
 - ② イベント等の開催・参画
 - ③ 難民支援関連団体との情報交換及び連携・連帯
 - (3) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人は、入会金を不要とする。

- 2 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 会員が納入した会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡または失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納し、かつ一定期間の催告に応じず、理事会において支払いの意思なしと認められたとき。ただし、賛助会員においては、この限りではない。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える数の者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 一身上の都合又は心身の故障のため、職務の遂行が不可能と認められるとき。
 - (2) 職務上の義務に違反したとき、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局の設置)

第19条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第20条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会にて別に定める。

- 2 事務局職員は、理事会の決定に基づき、給与を受け取ることができる。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することはできない。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の開催及び招集)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
 - (3) 監事が、第14条第4項第4号の規定により、召集の必要を認めたとき。
- 3 総会は、前項3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 4 理事長は、第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも開催予定日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び合併
- (7) 解散における残余の財産の帰属
- (8) 資産の管理の方法
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の議決及び表決権)

第25条 総会における議決事項は、第23条第5項によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。
- 3 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 4 正会員が、総会に出席できない場合には、書面若しくは電子メールをもって表決し、又は

他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 5 前項の規定により表決した正会員は、本条第2項及び第22条第2項の適用においては、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席正会員数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。)
 - (3) 審議事項、議事経過及び議決結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の開催及び召集)

第27条 理事会は、理事をもって構成し、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、第1項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長が行う。
- 6 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 7 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催予定日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定める事項の他に、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の議決及び表決権)

第29条 理事会における議決事項は、第27条第7項によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。
- 3 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 4 理事は、理事会に出席できない場合には、書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 5 前項により表決した理事は、本条第2項及び第27条第2項の適用においては、理事会に出席したものとみなす。
- 6 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席理事数及び氏名(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者はその旨を付記する。)
 - (3) 審議事項、議事経過及び議決結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産

(資産の構成等)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- 2 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 3 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第7章 会計

(会計の原則等)

第32条 この法人の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

2 予算成立後にやむを得ない事情が生じたときは、理事会の議決を経て、変更することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けねばならない。

(残余の財産の帰属)

第38条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人の中で、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第41条 この定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石谷尚子

副理事長 古河 幸彦

副理事長 堤本 正己

理事 渡邊(星) 三和子

同 秋元 隆

同 神森 忠敏

同 石谷 敬太

同 村 功

同 工藤(小池) 克憲

同 DU PONT KYLE ALLEN (デュポンカイルアレン)

同 中島 佳織

同 山崎 瑛莉
同 宮入 真
監事 平野 述彦
同 林原 行雄

- 3 この法人の設立当初の事業計画、収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - 正会員(個人) 3000 円/年
 - 賛助会員(個人) 3000 円/年
 - 賛助会員(団体) 1口 10000 円(1口以上)/年

(改正の経過)

平成 29 年 5 月 27 日一部改正

平成 30 年 5 月 26 日一部改正

以下余白